



●安全協定の立地自治体並み改定について、これまでの議会の動き

2013年3月27日決議(全会一致)✓

「本市議会は、市民の不安を払拭するため、中国電力株式会社が本市の状況を理解され、一日も早く、原発立地県・立地市と同様の安全協定に改定されるよう強く求める。」

2016年3月24日決議(全会一致)✓

「本市議会は、市民の安全・安心を守る立場から、中国電力株式会社に対して、一日も早く立地自治体と同等の安全協定に改定されるよう、再度、強く求める」

2018年7月議会 陳情採択(全会一致)✓

中国電力との間で「事前了解権」を認める安全協定を締結することを求める陳情

●中国電力の対応

2021年8月11日

鳥根県側の周辺自治体(出雲市、雲南市、安来市:この3市も中国電力に対して安全協定の改定を申し入れていた)に対して、安全協定の立地自治体並み改定には応じられないとする回答をする。(いわゆるゼロ回答)

この中で、中国電力は以下の見解を示した。(鳥取県側にも聞かえるように)

- ①事前了解権は立地自治体の固有のもの
- ②周辺自治体に広げることはあるべき姿とは異なる



今現在、2021年10月11日

鳥取県側に対しては、

これまでの要請に対して未だ **回答なし。**

★このような中国電力の動きに対して

鳥取県側(県、米子市、境港市)は、連名で、改めて安全協定の立地自治体並み改定を申入れ(これで8回目)をするとともに、「県境での差」に強く抗議。

また、中国電力の①②の見解に対して



県知事は「強い違和感を持つ」、



米子市長は「認められない部分がある。全面的に賛同することはできない。違和感を覚える。」と表明。

●そのような動きの中での、今回の議会の陳情の不採択 ✓

不採択とした理由は、以下の2点。

【1】立地自治体並みの事前了解権は確保していかなければならないと考えており、平成28年に本市議会として要望している経緯がある。また、鳥取県、米子市、境港市の3者においては、中国電力に申入れをしているなど、多様な動きがある中、その動向を見定めることが肝要であるため。

【2】今後再稼働に対する是非について、安全協定含め、市としての意思を表明していくにあたり、二元代表制が機能し、自治体意思を決めていくというプロセスを踏むことが当然であると考え、今この場面で市議会として求める段階ではないため。

【1】に対する私のコメント

「動向を見定める」場合ではない。いつ改定を強く求めるのか？ **今でしょ！**

【2】に対する私のコメント

全く意味不明の文章。こんな訳のわからない理由をつけて不採択にされては、市民は戸惑うばかり。



●この陳情に反対した議員たちへ

あなたは、

何に対して忖度しようとしているのか！

誰に対して忖度しようとしているのか！

議会の中で、誰の声を代弁しようとしているのか！



原発特別委員長に【2】の文章はどういう意味なのか議会で聞いてみました。(10月1日)
←回答の動画をご覧ください(5分)

このチラシの内容の討論(意見表明)を議会で行いました。(10月1日)
動画ご覧ください(7分) →



9月議会での各個質問は、鳥根原発について安全協定、避難計画を取り上げました。(9月7日)
←動画をご覧ください(58分)